（変調）

**第十八条**　［略］

２　アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。

（通信方式の条件）

**第十九条**　［略］

２　無線電話（アマチュア局のものを除く。）であつてその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの（手動切換えのものに限る。）については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクロホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。

［３・４　略］

（送信装置の条件）

**第五十六条**　Ｈ三Ｅ電波、Ｊ三Ｅ電波又はＲ三Ｅ電波二八ＭＨｚ以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

［表略］

［２　略］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第53　略］

第54　アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。

［第55～第79　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（変調）

**第十八条**　［同上］

２　アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。

（通信方式の条件）

**第十九条**　［同上］

２　無線電話（アマチュア局のものを除く。）であつてその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの（手動切換えのものに限る。）については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクロホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。

［３・４　同上］

（送信装置の条件）

**第五十六条**　Ｈ三Ｅ電波、Ｊ三Ｅ電波又はＲ三Ｅ電波二八ＭＨｚ以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

［表同上］

［２　同上］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第53　同左］

第54　アマチュア局（人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するものを除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。

［第55～第79　同左］

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

**第五条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～十一の三十四　略］<br>十二　アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下（五四ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下）のもの<br>［十三～八十　略］<br>［２　略］ | （特定無線設備等）<br>**第二条**　［同上］<br>［一～十一の三十四　同上］<br>十二　アマチュア局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下（五四ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下）のもの<br>［十三～八十　同上］<br>［２　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。